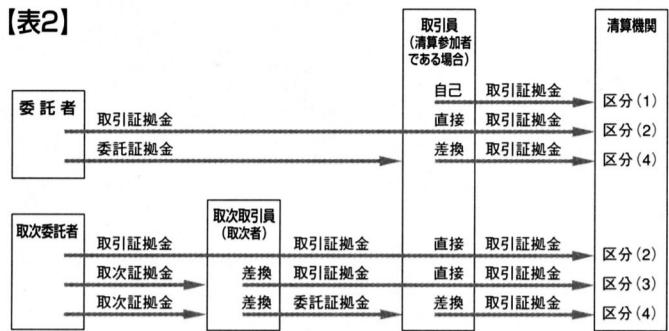
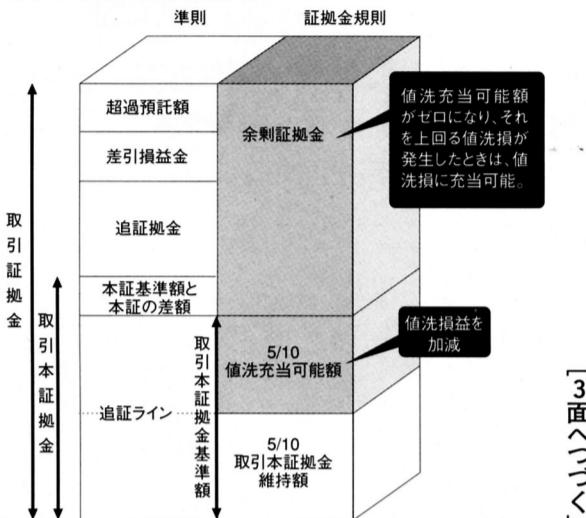


[表2]



【図1】証拠金制度相関図



冒頭に当協会の二家勝明会長が、「今回の制度改正は業界の総力をあげて推進しなければならない。みなさんのご協力、ご支援をお願いします」と挨拶した。続いて(社)全国商品取引所連合会の和田治常務理事が概要次の通り新取引証拠金制度について説明した。

**10分の5
値洗い充当可能額は**

正省令第72条関係)。
直接預託は委託者から差入れを受けた取引
証拠金をそのまま清算機関(日本商品清算機構)へ預託すること

の通り。
取引所が決める取引本証拠金基準額のうち10分の5
が取引本証拠金維持額で、
あとの10分の5が値洗充当可能額。商品取引員が定めた
証拠金基準額と取引本証拠金基準額の差額も値洗

会員が「この制度改正は業界の総力をあげて推進しなければならない。みなさんのご協力、ご支援をお願いします」と挨拶した。続いて(社)全国商品取引所連合会の和田治常務理事が概要次の通り新取引証拠金制度について説明した。

改定(改正法第179条、改
正省令第72条関係)。
直接預託は委託者から差
入れを受けた取引
証拠金をそのまま清算
機関(日本商品清算
機構)へ預託すること

で、差換預託は差し入れを受けた委託証拠金以上の金額を現金、有価証券またはLGで清算機関に取引証拠金として預託すること。

委託者と商品取引員間の証拠金(取引所の受託契約

準則による)と商品取引員と清算機関の証拠金規則によるとの対比関係は図1

先物協会 法定帳簿改正案 説明会 新取引証拠金制度

先物協会は12月17日午後2時から、東京・虎ノ門の虎ノ門パストラルで、改正商取法施行に備えての「法定帳簿改正案及び新取引証拠金制度説明会」を開いた(資料は当協会のホームページで入手可能)。商品取引員の電算、経理、管理部門の実務担当者を中心に関係団体、取引所などの約250名が出席、詳細な説明とそれに対する質疑応答に3時間をかけた。改正法施行準備があわただしくも着々と進んでいる。



追証は先物協会の意向通り

自己・委託玉別に リスク対応

「1面のつづき」
るかの記録を残しておこう
とが重要と強調した。

省令案で新しく提示され

たのが、劣後債務を純資産

に算入することと、商品

取引員の純資産額規制比率

(毎日計算、毎月報告)の分

母に当たる商品取引員リス

ク対応額の計算式(省令の分

別表で定める)。

自己玉と委託玉に分け

て、定義と計算式を表1の

通り示した。

自己玉と委託玉に分け

て、定義と計算式を